

広島県告示第九百九十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定によつて、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認した。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤田雄山

変更の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人広島市農林水産振興センター	法第四条第二項第一号及び第四号に 掲げる事業	平成二〇年一一月一二日